職工退職慰勞金給與內規

第一條　本會社爐寸製造工場從業員ニシテ左記各項ノ一ニ該當スルモノニハ本人又ハ其遺族ニ退職慰勞金ヲ給與ス

但シ健康保險法ニヨル資格ヲ取得セザル職工ヲ除ク

本條ニ揭グル遺族トハ工場法施行令第拾條乃至第拾貳條ニ定ムル順位ニ從フモノトス

一、勤續滿一ケ年以上ニシテ死亡シタルトキ

一、勤續滿十ケ年以上ニシテ年齡五十五歲ニ達シ退職シタルトキ

一、現役入營又ハ戰時ニ於ケル充員又ハ補充召集ニ應シ退職シタルトキ

一、會社業務上ノ都合ニ依リ解雇シタルトキ

第二條　退職慰勞金ハ左ノ勤續年數別ニヨリ定メタル給與日數ニ本人退職又ハ死亡當時ノ健康保險法ニ於ケル標準報

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所